基本目標IV 男女の人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

○ 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防 と根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課 題です。

平成 27 年度の本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は 1,728 件であり、5 年前の約 1.3 倍、10 年前の約 5 倍と増加している状況にあります。

DVについては、「平成27年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、身体的暴力のみでなく精神的暴力等もDVにあたるという認識がまだ低く、相談窓口の周知が図られていないこと等から、県民に対し、DVに関する正しい認識を広めるとともに、相談窓口についても、より一層の周知を図る必要があります。

O また、近年、メディアによる有害情報の氾濫や、スマートフォンやSNSの普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止対策、学校・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等について、防止対策を推進するとともに、被害者保護についても整備を図っていく必要があります。

施策の方向

(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり

暴力のない社会づくりのため、あらゆる年代に対して、暴力を許さない意識の普及啓発を行うとともに、DVや性犯罪等の被害防止対策を推進し、関係機関と連携した被害者の支援に取り組みます。

(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、 被害者の保護・自立支援に向けた取り組みを推進します。

(3)性犯罪等被害者への支援

性犯罪・売買春等の被害者の保護や、自立支援に向けた取り組みを推進します。

(4)セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

学校・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。

(5)ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー被害防止のための啓発活動等を推進します。

重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

- 疾患の罹患状況が男女で異なることを鑑み、生涯を通じた健康を保持していく ためには、思春期、更年期、高齢期等の各ライフステージにおいて、男女の性差 に応じた健康問題に対して、相談指導、保健サービスが容易に受けられるような 環境づくり等を行っていく必要があります。
- また、健康を脅かす問題(HIV/エイズ・薬物乱用・喫煙・飲酒等)については、特に若年層に対して、正しい知識の普及啓発を進めていますが、こうした問題が健康に与える影響について、今後も継続して、より一層指導を進めていく必要があります。
- O 妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目であり、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援が求められています。

本県においては、妊娠 11 週以下での妊娠の届出率はここ数年ほぼ横ばいで、 目標値 90%には達しておらず、また、全ての妊婦が受けるべき健康診査も 100%に は達していない状況です。

このため、女性の健康に関して気軽に相談できる体制や、安心して出産するための保健・医療環境について引き続き整えていく必要があります。

施策の方向

(1) ライフステージに応じた健康支援

ライフステージに応じ、健康教育や健康相談の実施等により、生涯を通じて心身の 健康づくりを推進します。

(2)妊娠・出産等における健康支援

妊娠・出産等の相談体制や周産期医療体制を整備し、妊娠・出産等の総合的な支援体制の充実を図ります。

重点目標3 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が

安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

〇 本県の 65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は近年増加しており、平成 27 年度の高齢化率は 27.4%と全国の 26.4%を上回っており、今後も全国より高齢化が早く進むことが予測されます。

このような現状に対応するために、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことが できるよう、学習機会の充実や社会参画の拡充等を図る必要があります。

また、障害がある方についても、保健福祉サービスの充実を図り、自立した生活を 営むことができるよう環境づくりを推進していく必要があります。

〇 本県のひとり親家庭の世帯数については、平成12年以降増加傾向にあり、そのうち母子世帯では、母親の就業状況をみると、「臨時雇用者」が約半数を占めています。 ひとり親家庭では経済的に不安定な家庭も多いため、相談体制の強化や職業訓練の 機会を拡充する等、就業の継続や再就職の支援に一層努めていく必要があります。

施策の方向

(1) 高齢者・障害者等に対する支援

高齢者、障害者等の就業や自立を支援し、誰もが安全で快適に生活できる環境づくりを推進します。

(2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援

ひとり親家庭や貧困等による生活上の困難を抱えた人々に対して就業を支援します。